平成２５年（フ）第３１号
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫485、住民票上の住所高知県宿毛市片島７番31－１号
債務者　森田　一至
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第５８４号
熊本市南区砂原町259番地１　レオパレスとしのかみ105
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４６号
神戸市須磨区白川台４丁目13番５号　セ・ジュールハダ201号
債務者　松本恵美子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９３号
神戸市東灘区御影塚町２丁目25番11―302号
債務者　冨永　　崇
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６５号
神戸市長田区西丸山町３丁目６番28号
債務者　堀之内タツ子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８８号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番２―806号
債務者　酒井　繁則
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１８号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６―303号
債務者　詫間　恵理
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市日野町1899番地１　ガーデンハイツＳＡＫＡＭＯＴＯ－Ｂ棟202、旧住所長崎県佐世保市椎木町301番地３　パークアベニュー椎木308号室
債務者　長瀬　明美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１６０６号
愛知県あま市蜂須賀東道上2221番地72
債務者　水野　智実
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５９２号
埼玉県鴻巣市滝馬室1136―１―103　ガーデンプラザＥ
債務者　高橋　貴友
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５９６号
東京都新宿区西新宿５―18―20　プレールドゥーク西新宿２―102、住民票上の住所北海道札幌市東区北15条東16丁目１－５―1005
債務者　小林久美彦
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５９９号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目19―８―607
債務者　城山眞由美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６００号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－８―302
債務者　野口　千夏（旧姓尾山）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０１号
神奈川県横須賀市衣笠町９－８
債務者　石井　幸博
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０２号
千葉県千葉市稲毛区長沼町198―13―203
債務者　森田　三鈴
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６１０号
神奈川県川崎市高津区千年92　市営住宅１－５
債務者　上石冨美枝
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部